

**地方公共団体の基幹業務システムの  
ガバメントクラウドの利用に関する基準  
【第 0.8 版】**

**令和 4 年（2022 年） 4 月**

**デジタル庁**

## 【構成】

1. 本基準の目的	1
2. ガバメントクラウドの定義	2
3. ガバメントクラウドの調達	2
4. ガバメントクラウドの提供方式	4
4.1 ガバメントクラウド直接利用方式とガバメントクラウド間接利用方式	5
4.2 ガバメントクラウド利用システム個別領域の用途等	10
4.3 ガバメントクラウドに構築可能なシステム	11
4.4 提供環境への権限設定	13
5. ガバメントクラウド直接利用方式における責任分界	15
5.1 システム管理上の責任分界	15
5.2 S L A	19
5.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任	20
5.4 個人情報等の取扱い	21
6. ガバメントクラウド間接利用方式における責任分界	22
6.1 システム管理上の責任分界	22
6.2 S L A	26
6.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任	27
6.4 個人情報等の取扱い	28

### 1. 本基準の目的

本基準は、地方公共団体が、標準準拠アプリケーション（標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システムをいう。以下同じ。）及び密接関連アプリケーション（4.3において規定するものをいう。）をガバメントクラウド上に整備及び運用する場合における、デジタル庁、地方公共団体、クラウドサービス事業者（3において規定する「CSP」をいう。）及びアプリケーション提供事業者（4において規定する「ASP」をいう。）間の責任分界の考え方を示すものであり、標準化法第7条第1項の共通する基準（同法第5条第2項第3号ハに関することに限る。）の詳細を示したものである。

それぞれの主体間の責任分界については、主体間の契約によって規定されるところ、本基準は、これらの相互関係の全体像を示すことにより、地方公共団体及びアプリケーション提供事業者がガバメントクラウドを利用する上で責任を有する範囲を明確化し、もってデジタル庁、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びアプリケーション提供事業者が講ずるべき措置を明らかにすることを目的とするものである。

## 2. ガバメントクラウドの定義

本基準におけるガバメントクラウドとは、デジタル庁が3のとおり調達するものであって、当該クラウド上で標準準拠アプリケーション等（標準準拠アプリケーション及び密接関連アプリケーションをいう。以下同じ。）が利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス等（クラウドサービス及びこれに関連するサービスをいう。以下同じ。）をいう。

## 3. ガバメントクラウドの調達

デジタル庁は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスから表1に規定する要件を満たすものを提供するクラウドサービス事業者（以下「CSP」という。）と準委任契約を締結する。

デジタル庁は、CSPからクラウドサービス等の提供を受け、ガバメントクラウドとして当該クラウドサービス等を利用する環境を、地方公共団体に対し提供する。

表1 ガバメントクラウドの主な要件

要件	詳細
① 不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。	<ul style="list-style-type: none"><li>・クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、デジタル庁からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。</li><li>・インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。</li><li>・クラウドサービスにおける脆弱性対策の実施内容をデジタル庁が確認できること。</li><li>・クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。</li><li>・ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO/IEC27018（パブリッククラウドにおける個人情報保護）もしくはそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。又は、同等の取扱いを行うこと。</li> <li>・ クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。もしくは、同等の実績を有することを示すこと。</li> <li>①ISO/IEC27017（パブリッククラウドにおける情報セキュリティ）又はISMSクラウドセキュリティ認証制度に基づく認証</li> <li>②セキュリティに係る内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report））</li> <li>③情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書（クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCSマークが付されたCS言明書等）</li> </ul>
<p>② クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供されている全てのマネージドサービスに関する技術情報及び用例等がインターネット上に複数年間公開されていること。</li> </ul>
<p>③ システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる COTS (commercial off-the-shelf)<sup>1</sup>として広く提供されているサービスであり、個別に開発されたものではないこと。</li> </ul>
<p>④ 契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サ</li> </ul>

<sup>1</sup> 特定の情報システムの為に開発されたものではなく、既製品として広く一般に販売されているものを指す。

	<p>ービス廃止等の1年以上前が望ましい。)にデジタル庁へ通知すること。また、要安定情報を取り扱う場合には、サービス中断時の復旧目標時間をデジタル庁へ通知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存されたデジタル庁のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果をデジタル庁に書面で報告すること。</li> <li>・デジタル庁、地方公共団体及びアプリケーション提供事業者が、それぞれ自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。</li> </ul>
<p>⑤ データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報資産はデジタル庁が指示しない限り日本国内に保管されること。</li> <li>・障害発生時の情報資産の退避先は全て日本国内であること。</li> <li>・運用系の情報資産は全て日本国内に保管されること。</li> </ul>
<p>⑥ 一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本法に準拠し、サービス利用に関連して生じる係争は合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすること。</li> </ul>
<p>⑦ その他デジタル庁が求める技術仕様を全て満たすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのデータセンターはTier 3<sup>2</sup>相当であり、建築基準法の新耐震基準に適合していること。</li> <li>・全てのデータセンターは、活断層などの地理的リスクを避けて設置されていること。</li> </ul>

#### 4. ガバメントクラウドの提供方式

<sup>2</sup> 地震や火災に対する高い安全性を確保し、電源やネットワークについて冗長構成であることなどを定めている。

#### 4.1 ガバメントクラウド直接利用方式とガバメントクラウド間接利用方式

地方公共団体は、次のガバメントクラウド直接利用方式若しくはガバメントクラウド間接利用方式のいずれか又は両方を合わせた方式によりガバメントクラウドを利用することができる。

##### ① ガバメントクラウド直接利用方式

地方公共団体が、ガバメントクラウド上のクラウドサービス等に対する管理を行って当該クラウドサービス等を利用した標準準拠アプリケーション等を利用することを希望する場合に、デジタル庁が当該地方公共団体に対して当該クラウドサービス等を管理及び利用する権限を付与する方式を「ガバメントクラウド直接利用方式」という。

地方公共団体は、デジタル庁に対し、ガバメントクラウドのクラウドサービス等に対する管理を行って当該クラウドサービス等を利用した標準準拠アプリケーション等を利用する旨を申請する。

地方公共団体は、当該申請に対するデジタル庁の承認を得た場合には、デジタル庁と、ガバメントクラウドの利用に関して「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」を締結する。

デジタル庁は、当該契約をした地方公共団体に対し、クラウドサービス等を提供する一又は複数の単位（以下「クラウドサービス等提供単位」という。）を割り当て、割り当てられたクラウドサービス等提供単位に関する管理権限（以下「クラウドサービス等提供単位管理権限<sup>3</sup>」という。）、クラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等を管理する権限（以下「クラウドサービス等管理権限<sup>4</sup>」という。）及びクラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等を利用する権限（以下「クラウドサービス等利用権限<sup>5</sup>」）を付与する。

地方公共団体は、標準準拠アプリケーション等の整備又は運用のため、地方公共団体の業務の実施に影響がない範囲内で、アプリケーション提供事業者（標準準拠アプリケーション等を整備又は運用する事業者。以下「ASP」という<sup>6</sup>。）と「アプリケーション提供契約

---

<sup>3</sup> クラウドサービス等提供単位管理権限は、クラウドサービス等提供単位の停止、廃止等を含む、当該クラウドサービス等提供単位に係る全ての権限を有する。図においては、「Root 権限」と記載している。

<sup>4</sup> クラウドサービス等管理権限は、クラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等を、クラウドサービス等提供単位に紐付く環境（ガバメントクラウド上の独立した一定の区画）等に配置することができる権限である。図においては、「Admin 権限」と記載している。

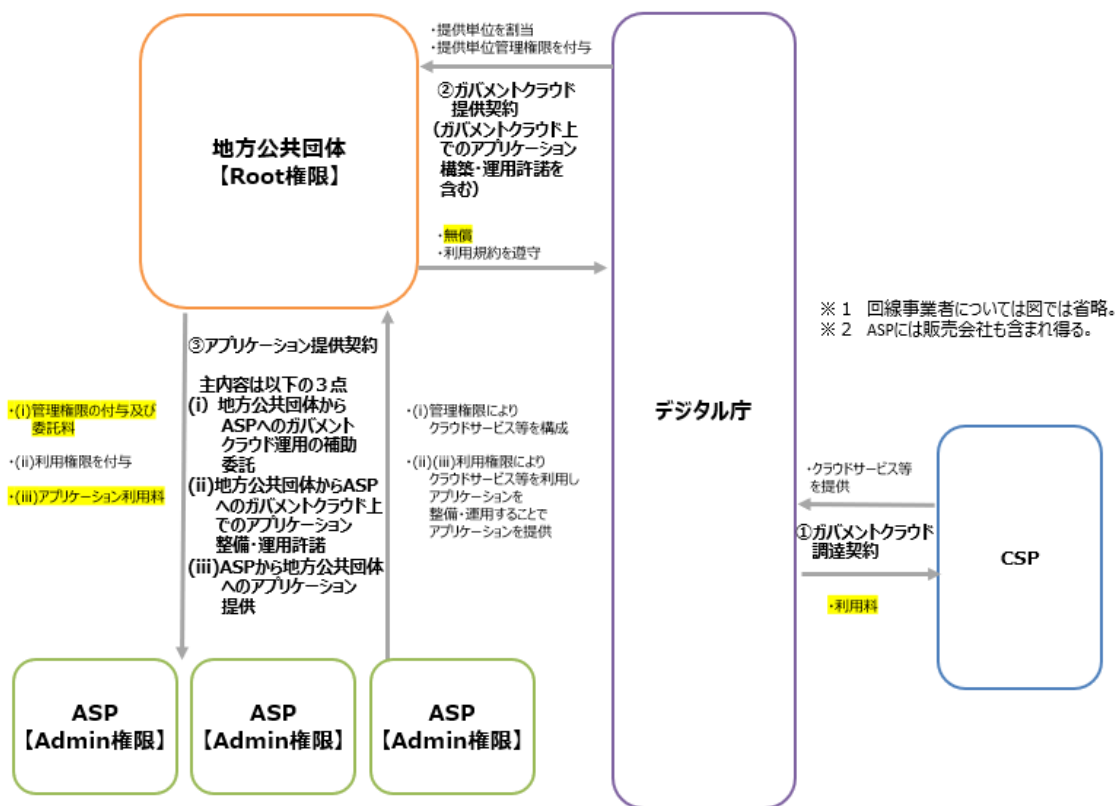
<sup>5</sup> クラウドサービス等利用権限は、クラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等を利用することができる権限である。

<sup>6</sup> 本基準における ASP の範囲は、地方公共団体のためにアプリケーションの整備、運用等を行う事業者（例：アプリケーション開発事業者や運用事業者）であり、地方公共団体との契約の窓口や問い合わせ対応などを行う事業者は対象としていない。

(仮称)」を締結し、当該ASPに対し、クラウドサービス等管理権限又はクラウドサービス等利用権限を付与する。

ASPは、「アプリケーション提供契約（仮称）」に基づき、クラウドサービス等管理権限を用いてクラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等を構成するとともに、クラウドサービス等利用権限に基づき、当該クラウドサービス等を利用して、標準準拠アプリケーション等の整備及び運用を行う。

図1 ガバメントクラウド直接利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る全体像



この場合、ガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA不充足を含む）による損害又は標準準拠アプリケーション等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合に生じる契約責任は、次の表のとおりとなる。詳細については後述する。

表2 ガバメントクラウド直接利用方式においてガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA不充足を含む）による損害又は標準準拠アプリケーション等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合の契約責任

	A. デジタル庁に損害発生（主にガバメント	B. 地方公共団体に損害発生（主にガバ	C. ASPに損害発生（主に標準準拠アプ
--	-----------------------	---------------------	----------------------

	クラウドの損壊による損害を想定)	メントクラウド又は標準準拠アプリケーション等の機能停止・機能低下による損害を想定)	リケーション等の損壊による損害を想定)
(1)デジタル庁に損害についての帰責性あり	賠償責任不発生	デジタル庁は地方公共団体に対しガバメントクラウド提供契約違反により賠償責任を負う	地方公共団体はASPに対しアプリケーション提供契約違反により賠償責任を負い、地方公共団体はガバメントクラウド提供契約違反によりデジタル庁に求償請求ができる
(2)地方公共団体に損害についての帰責性あり	地方公共団体はデジタル庁に対しクラウド提供契約違反により賠償責任を負う	賠償責任不発生	地方公共団体はASPに対しアプリケーション提供契約違反により賠償責任を負う <sup>7</sup>
(3)ASPに損害についての帰責性あり	地方公共団体はデジタル庁に対しガバメントクラウド提供契約違反により賠償責任を負い、地方公共団体はアプリケーション提供契約違反によりASPに求償請求ができる	ASPは地方公共団体に対しアプリケーション提供契約違反により賠償責任を負う	賠償責任不発生

## ② ガバメントクラウド間接利用方式

地方公共団体が、ガバメントクラウド上のクラウドサービス等に対する管理を自らは行わずに、当該地方公共団体が指定するASPに当該管理を行わせ、当該クラウドサービス等を利用した標準準拠アプリケーション等を利用することを希望する場合に、デジタル庁、地方公共団体及びASPの合意の下、デジタル庁が当該地方公共団体に対し標準準拠アプリケーション等の利用に必要なASPへの権限の付与を約し、当該ASPに対して当該クラ

<sup>7</sup> 地方公共団体とASPの契約責任の関係については、両者の契約により上記以外の関係とすることも差し支えない。



ウドサービス等を管理する権限及び利用する権限を付与する方式を「ガバメントクラウド間接利用方式」という。

地方公共団体は、ASPがガバメントクラウドのクラウドサービス等の管理を行うこと、標準準拠アプリケーション等の利用に必要なガバメントクラウドのクラウドサービス等の内容並びに当該クラウドサービス等を利用して標準準拠アプリケーション等を整備及び運用すること等についてASPと合意した上で、デジタル庁に対し、ガバメントクラウドの利用申請（以下「利用申請」という。）を行う。

デジタル庁は、当該利用申請が別途デジタル庁が定める基準<sup>8</sup>に適合するものであると認めるときは、当該利用申請を承認（以下「利用承認」という。）し、利用承認した地方公共団体と、ガバメントクラウドの利用に関して「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」を締結する。

デジタル庁は、利用承認及び「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」に基づき、地方公共団体がガバメントクラウドのクラウドサービス等を管理する事業者として指定するASP（以下、当該契約の当事者としてのASPを便宜上「ガバメントクラウド運用補助者<sup>9</sup>」という。）とガバメントクラウドのクラウドサービス等を管理することに関して「ガバメントクラウド運用補助委託契約（仮称）」を締結する。

デジタル庁は、「ガバメントクラウド運用補助委託契約（仮称）」を踏まえ、ガバメントクラウド運用補助者に対し、クラウドサービス等管理権限<sup>10</sup>を付与する。

ガバメントクラウド運用補助者は、クラウドサービス等管理権限により、利用承認の範囲内で、クラウドサービス等提供単位に紐づくクラウドサービス等を構成する。

デジタル庁は、利用承認及び「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」に基づき、地方公共団体がガバメントクラウドのクラウドサービス等を利用する事業者として指定するASP（以下、当該契約の当事者としてのASPを便宜上「アプリケーション事業者」という。）

---

<sup>8</sup> 本基準においては、標準準拠アプリケーションを複数の地方公共団体が利用することが見込まれる場合について、次の点を主に規定する。①当該標準準拠アプリケーションで取り扱う地方公共団体の情報について、他の地方公共団体の情報と論理的に分離し、他の地方公共団体がアクセス出来ないようにしなければならないこと。②当該論理的な分離方法について、利用を希望する地方公共団体が了承するとともに、専用仮想ネットワーク空間を分離する方法によらない場合は、当該方法についてデジタル庁の承認を得なければならないこと。

<sup>9</sup> ここでは、同一のASPについて、当事者となる契約の違いを明示するため、便宜上、ガバメントクラウド運用補助者とアプリケーション事業者を書き分けている。

<sup>10</sup> ここでガバメントクラウド運用補助者に付与されるクラウドサービス等管理権限は、ガバメントクラウド直接利用方式でASPに付与されるクラウドサービス等管理権限と同様、クラウドサービス等提供単位の停止や廃止をする権限を含まないため（これらの権限は、デジタル庁において管理するRoot権限の有する権限である。）、図においては、「Admin権限」と記載している。

と「アプリケーション整備・運用許諾契約（仮称）」を締結する。

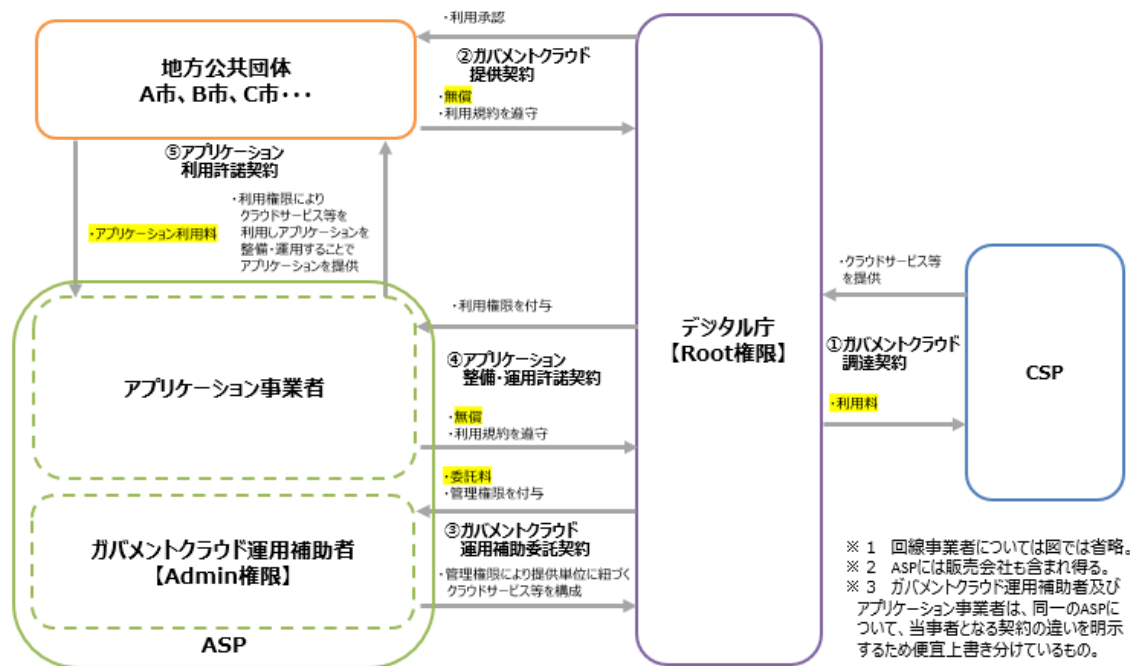
デジタル庁は、「アプリケーション整備・運用許諾契約（仮称）」を踏まえ、アプリケーション事業者が当該クラウドサービス等を利用するための権限であるクラウドサービス等利用権限をあわせて付与する。

アプリケーション事業者は、クラウドサービス等利用権限を用いてガバメントクラウドにおける標準準拠アプリケーション等の整備及び運用を行う。

アプリケーション事業者は、地方公共団体と標準準拠アプリケーション等の利用に関して「アプリケーション利用許諾契約（仮称）」を締結し、地方公共団体に標準準拠アプリケーション等のサービスを提供する。

地方公共団体は、「アプリケーション利用許諾契約（仮称）」に基づき、当該標準準拠アプリケーション等のサービスを利用する。

図2 ガバメントクラウド間接利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る全体像



この場合、ガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA不充足を含む）による損害又は標準準拠アプリケーション等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合に生じる契約責任は、次の表のとおりとなる。詳細については後述する。

表3 ガバメントクラウド間接利用方式においてガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等（SLA不充足を含む）による損害又は標準準拠アプリケーション等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合の契約責任

	A.デジタル庁に損害発生（主にクラウドの損壊による損害を想定）	B.地方公共団体に損害発生（主にクラウド又は標準準拠アプリケーション等の機能停止・機能低下による損害を想定）	C. A S P に損害発生（主に標準準拠アプリケーション等の損壊による損害を想定）
(1) デジタル庁に損害についての帰責性あり	賠償責任不発生	デジタル庁は地方公共団体に対しクラウド提供契約違反により賠償責任を負う	デジタル庁は A S P に対しアプリケーション整備・運用許諾契約上の「A S P に損害が生じないようにガバメントクラウドを運用・管理する義務」違反により賠償責任を負う
(2) 地方公共団体に損害についての帰責性あり	地方公共団体はデジタル庁に対しクラウド提供契約違反により賠償責任を負う	賠償責任不発生	地方公共団体は A S P に対しアプリケーション利用許諾契約上の「A S P に損害が生じないように標準準拠アプリケーション等を利用する義務」違反により賠償責任を負う <sup>11</sup>
(3) A S P に損害についての帰責性あり	A S P はデジタル庁に対しアプリケーション整備・運用許諾契約違反により賠償責任を負う	A S P は地方公共団体に対しアプリケーション利用許諾契約違反により賠償責任を負う	賠償責任不発生

#### 4.2 ガバメントクラウド利用システム個別領域の用途等

クラウドサービス等利用権限を有する者が、クラウドサービス等管理権限を有する者<sup>12</sup>

<sup>11</sup> 地方公共団体と ASP の契約責任の関係については、両者の契約により上記以外の関係とすることも差し支えない。

<sup>12</sup> ガバメントクラウド直接利用方式の場合は地方公共団体であり、ガバメントクラウド間接利用方式の場合はガバメントクラウド運用補助者である。

が構成するクラウドサービス等を自由に利用することができる範囲を「ガバメントクラウド利用システム個別領域」という。

クラウドサービス等利用権限を付与されたASPがガバメントクラウド利用システム個別領域内のクラウドサービス等を利用する場合、当該クラウドサービス等は、検証及び本番稼働、災害対策等の地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うための利用に限って提供されるものであることから、ASPは標準準拠アプリケーション等の開発行為等専らASPの利益になる行為に利用してはならない<sup>13</sup>。

なお、デジタル庁は、クラウドサービス等管理権限の付与や監査ログの収集管理、外部NW接続管理、DNS（Domain Name System：ドメインとIPアドレスを対応付けて管理するシステムをいう。）等、ガバメントクラウド利用システム個別領域に共通する管理機能を「ガバメントクラウド利用システム管理領域」において提供する。ガバメントクラウド利用システム管理領域は、ガバメントクラウド利用システム個別領域とは別の領域であり、後述するとおり、デジタル庁にガバメントクラウド利用システム個別領域内の機能の利用を可能とする権限を付与するものではない。

#### 4.3 ガバメントクラウドに構築可能なシステム

##### ① ガバメントクラウドに構築可能なシステム

ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、次のとおりである。

- (a) 標準準拠アプリケーション
- (b) 密接関連アプリケーション

##### ② 密接関連アプリケーション

---

<sup>13</sup> 例えば、標準準拠アプリケーション等を開発する行為は、当該開発により完成した標準準拠アプリケーション等を他の地方公共団体向けに再販することがASPの利益となるため、提供される環境内で当該開発行為を実施してはならない。一方、実際のデータをセットアップした上でシステムエンジニアがテストを行う行為は、クライアントの地方公共団体ごとにデータをセットアップし調整を行う必要があり、ガバメントクラウド上で業務を行うため必須の行為であるため、提供される環境内で行うことができる。また、地方公共団体職員が操作研修を行う行為は、地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うために必須の行為であるため、提供される環境内で行うことができる。

密接関連アプリケーションは、標準準拠アプリケーションと業務データの API 連携等をガバメントクラウドにおけるアプリケーション間の通信<sup>14</sup>により行うアプリケーションであって<sup>15</sup>、次に掲げる条件を満たしたものとする。

<条件①>

関連アプリケーションが利用するガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用量を把握するため、適切な方法<sup>16</sup>により標準準拠アプリケーションと分けて管理すること<sup>17</sup>。

<条件②>

条件①を満たすことができない理由が合理的であるとデジタル庁が認める場合には、デジタル庁が認める方法（アプリケーションが使用するデータベースの容量による按分等）により、関連アプリケーションが利用するガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用量を推計すること。

<条件③>

関連アプリケーションが利用するガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用量については、デジタル庁が集計すること及びセキュリティ等に関する事項を除き、公表されることに合意すること。

---

<sup>14</sup> 標準準拠アプリケーションとの間で通信を行う場合及び標準準拠アプリケーションと通信を行う別のガバメントクラウド上に構築された関連アプリケーションと通信を行う場合のいずれも含む。

<sup>15</sup> アプリケーションについて、別の制約（例：標準準拠アプリケーションとの通信がセキュリティ上許容されていない。）がある場合は、その制約に従うものであり、標準準拠アプリケーションと業務データの API 連携等をガバメントクラウドにおけるアプリケーション間の通信により行うアプリケーションであること又は本文の条件①～④を満たすことをもって当該制約が解除されるものではない。

<sup>16</sup> 例えば、次の方法が考えられる。

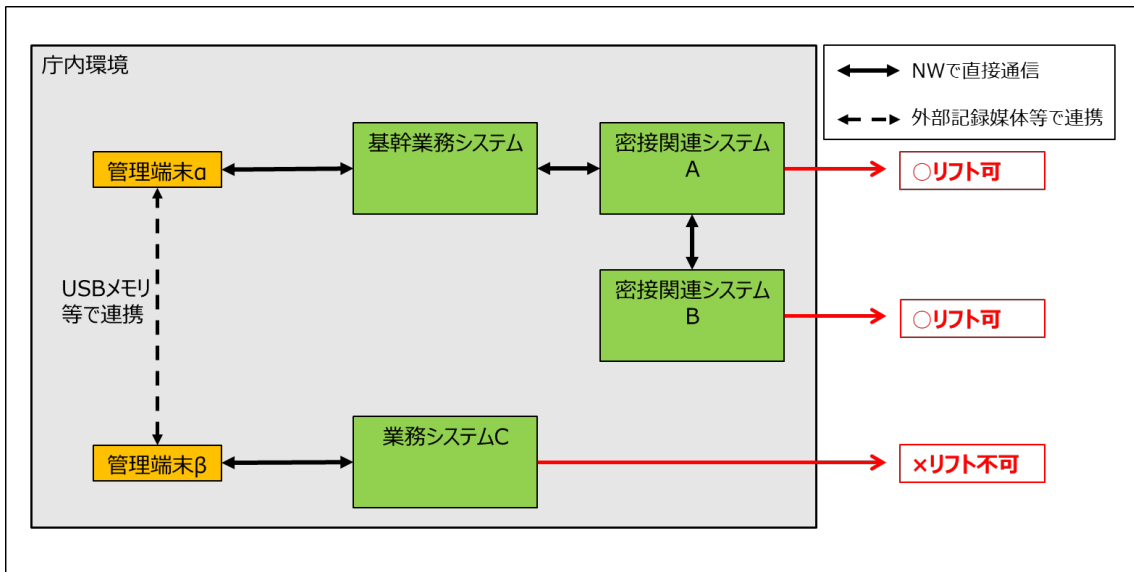
- (a) 標準準拠アプリケーションが利用するクラウドサービス等提供単位とは別のクラウドサービス等提供単位に紐付けられたクラウドサービス等を利用すること。
- (b) 標準準拠アプリケーションと同一のクラウドサービス等提供単位に紐づくクラウドサービス等を利用する場合であって、標準準拠アプリケーションが利用するクラウドサービス等とは別のタグを付与することにより、関連アプリケーションによるクラウドサービス等の利用量を把握できるようにすること。

<sup>17</sup> 標準準拠アプリケーションとそれ以外のアプリケーションのクラウドサービス等の利用量の管理を分けることができれば足りるため、複数の関連アプリケーション間におけるクラウドサービス等の利用量の管理の分離は必ずしも求めない。

<条件④>

A S Pが関連アプリケーションを整備しようとするときは、当該関連アプリケーションを他の地方公共団体が共同で利用することを促すため、デジタル庁が指定する方法により、その有する機能等の情報をカタログとして公表すること。

図3 ガバメントクラウドに構築可能な関連アプリケーションの範囲



③ ガバメントクラウドに構築可能であることの確認等

地方公共団体は、ガバメントクラウドに構築しようとする密接関連アプリケーションが標準準拠アプリケーションと業務データの API 連携等をガバメントクラウドにおけるアプリケーション間の通信により行うアプリケーションであって、上記の条件①～④を満たすものであることの確認を行う。

デジタル庁は、ガバメントクラウドに構築された密接関連アプリケーションがガバメントクラウドに構築できる条件を満たさないと認めるときは、当該密接関連アプリケーションに係るクラウドサービス等提供単位又はクラウドサービス等利用権限を停止する。仮に、当該密接関連アプリケーションに起因してデジタル庁に損害が発生した場合には、損害賠償等の措置を講ずる場合がある。

#### 4.4 提供環境への権限設定

① ガバメントクラウド直接利用方式の場合

クラウドサービス等提供単位を割り当てられた地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の中から指定した者（①において「管理者」という。）にクラウドサービス等提供単位を管理させるとともに、当該管理者の行為について責任を負うものとする。管理者以外にクラ

ウドサービス等提供単位を管理させてはならない<sup>18</sup>。

また、クラウドサービス等提供単位に紐付くクラウドサービス等の管理又は利用に関する業務を委託する場合には、委託を受けた者のうち当該地方公共団体が必要と認める者（①において「委託先管理者」という。）に、クラウドサービス等管理権限又はクラウドサービス等利用権限を付与することができる。この際、当該地方公共団体は、委託先管理者がガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用に関する規定を遵守するよう監督するとともに、クラウドサービス等管理権限又はクラウドサービス等利用権限を利用して委託先管理者が行った行為について責任を負うものとする。また、委託先管理者は、地方公共団体から業務の委託を受けたASPであることが想定されるが、当該ASPがその業務を再委託する場合、当該ASPに付与された権限の範囲内において再委託先の事業者（①において「再委託先管理者」という。）に対し業務に必要な権限を付与することも考えられる。この際、委託先管理者は、当該権限を利用して再委託先管理者が行った行為について責任を負うものとする。

クラウドサービス等提供単位におけるクラウドサービス等管理権限及びクラウドサービス等利用権限の具体的な権限設定については、次の図のとおり行う。

図4 ガバメントクラウド直接利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る諸権限

名称	対象者	数	主な権限	設定者	備考
管理者（代表者）	地方公共団体の職員	1	・クラウドサービス等提供単位管理権限に係る全権限	デジタル庁	・原則として行使しない
管理者（一般作業員）		1又は複数	・クラウドサービス等提供単位の削除を除くクラウドサービス等提供単位管理権限に係る全権限	管理者	
委託先管理者	ASPの職員であって、地方公共団体が指定する者	1又は複数	・クラウドサービス等管理権限及びクラウドサービス等利用権限のうち、管理者が設定する任意の権限 ・再委託先管理者の設定権限	管理者	
再委託先管理者	ASPが指定する者	1又は複数	・委託先管理者の有する権限のうち、委託先管理者が設定する任意の権限	委託先管理者	・ASPが業務の一部を再委託する事業者に設定することが考えられる

## ② ガバメントクラウド間接利用方式の場合

クラウドサービス等管理権限を付与されたガバメントクラウド運用補助者は、当該運用補助者の中から指定した者（②において「補助者」という。）にクラウドサービス等管理権限に基づく行為を行わせるとともに、当該補助者の行為について責任を負うものとする。補

<sup>18</sup> 地方公共団体は、管理者として代表者と一般作業員をそれぞれ指定する。クラウドサービス等提供単位を割り当てる際に設定する代表者（いわゆる Root ユーザー）については、クラウドサービス等提供単位に関する全権限を有するが、原則として権限を行使するものではない。管理者が実際にクラウドサービス等提供単位の管理を行う際は、クラウドサービス等提供単位の削除権限を有さない一般作業員（いわゆる Admin ユーザー）として業務を行う。

助者以外にクラウドサービス等管理権限に基づく行為を行わせてはならない。

また、ガバメントクラウド運用補助者は、クラウドサービス等管理権限に基づき行う業務を委託する場合には、委託を受けた者のうち当該ガバメントクラウド運用補助者が必要と認める者（②において「委託先補助者」という。）に、クラウドサービス等管理権限を付与することができる。この際、当該ガバメントクラウド運用補助者は、委託先補助者がクラウドサービス等管理権限に関する規定を遵守するよう監督するとともに、当該クラウドサービス等管理権限に基づき委託先補助者が行った行為について責任を負うものとする。

クラウドサービス等利用権限を付与されたアプリケーション事業者は、当該アプリケーション事業者の職員の中から指定した者（②において「利用者」という。）にクラウドサービス等利用権限を利用させるとともに、当該利用者の行為について責任を負うものとする。利用者以外にクラウドサービス等利用権限を利用させてはならない。

また、アプリケーション事業者は、クラウドサービス等利用権限を利用して行う業務を委託する場合には、委託を受けた者のうち当該アプリケーション事業者が必要と認める者（②において「委託先利用者」という。）に、クラウドサービス等利用権限を利用させることができる。この際、当該アプリケーション事業者は、委託先利用者がガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用に関する規定を遵守するよう監督するとともに、当該クラウドサービス等利用権限に基づき委託先利用者が行った行為について責任を負うものとする。

クラウドサービス等提供単位におけるクラウドサービス等管理権限及びクラウドサービス等利用権限の具体的な権限設定については、次の図のとおり行う。

図5 ガバメントクラウド間接利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る諸権限

名称	対象者	数	主な権限	設定者	備考
デジタル庁	デジタル庁	1	・クラウドサービス等提供単位管理権限に係る全権限	デジタル庁	・デジタル庁単独で行使できないよう、技術的に制御する
補助者	ガバメントクラウド運用補助者の職員	1又は複数	・クラウドサービス等管理権限	デジタル庁	・ガバメントクラウド運用補助者に設定する権限
委託先補助者	ガバメントクラウド運用補助者が指定する者	1又は複数	・補助者の有する権限のうち、補助者が設定する任意の権限	補助者	・ガバメントクラウド運用補助者が業務の一部を再委託する事業者を設定することが考えられる
利用者	アプリケーション事業者の職員	1又は複数	・クラウドサービス等利用権限	デジタル庁	・アプリケーション事業者に設定する権限
委託先利用者	アプリケーション事業者が指定する者	1又は複数	・利用者の有する権限のうち、利用者が設定する任意の権限	利用者	・アプリケーション事業者が業務の一部を再委託する事業者を設定することが考えられる

## 5. ガバメントクラウド直接利用方式における責任分界

### 5.1 システム管理上の責任分界

#### ① クラウドサービス等の提供、保守及び運用

デジタル庁は、地方公共団体に対し、IaC<sup>19</sup>による最低限のセキュリティルールや IaC コ

<sup>19</sup> Infrastructure as Code：インフラ構築作業や構成・変更管理をコード（プログラム）で実行する技術やそれを用いたプロセス



ード管理等の管理機能、利用ネットワークの定義等の標準設計（以下「テンプレート」という。）を設定した状態で、クラウドサービス等提供単位を割り当てる。

地方公共団体は、割り当てられたクラウドサービス等提供単位に紐付いたクラウドサービス等をガバメントクラウド利用システム個別領域において利用して、標準準拠アプリケーション等の整備及び運用を行う<sup>20</sup>。

ガバメントクラウド利用システム個別領域は、地方公共団体が「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」の範囲内で自由に利用するものであって、デジタル庁は原則<sup>21</sup>としてアクセスできない設計としている。

上記を踏まえ、次のとおりとする。

- (a) システム管理上は、ガバメントクラウド利用システム個別領域とガバメントクラウド利用システム個別領域以外の領域の境界を責任分界点とし、地方公共団体はガバメントクラウド利用システム個別領域において、デジタル庁はガバメントクラウド利用システム個別領域以外の領域において、必要なシステム管理を行うことを基本とする。
- (b) ガバメントクラウド利用システム個別領域内については、C S Pが管理するプラットフォームや物理的設備等はC S Pの責任範囲<sup>22</sup>となる。
- (c) デジタル庁は、自ら提供するガバメントクラウド内の電気通信回線（②参照）及びテンプレート（④参照）に関する責任を負うが、地方公共団体に対してガバメントクラウドに関するクラウドサービス等を提供するのはデジタル庁であるため、地方公共団体との関係において、デジタル庁の責任範囲はテンプレート等及びC S Pの責任範囲を合わせたものとなる。

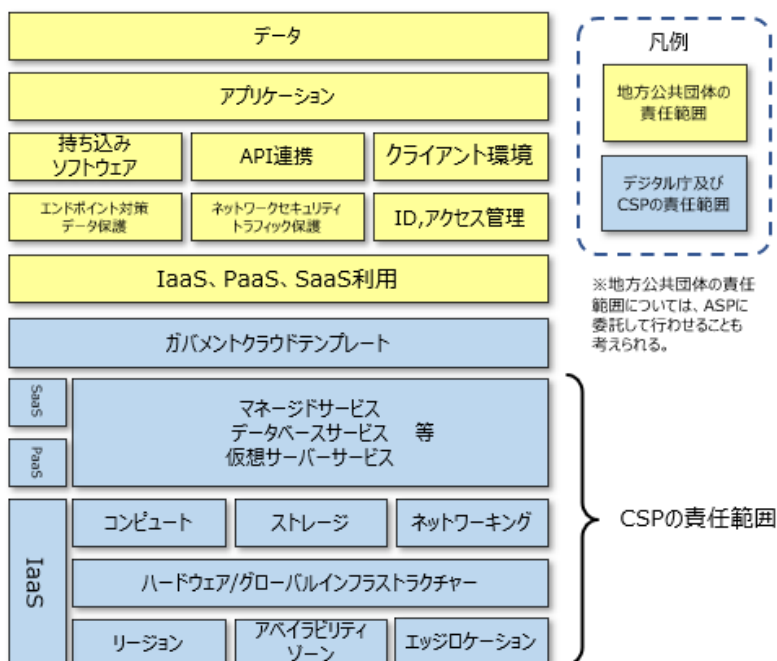
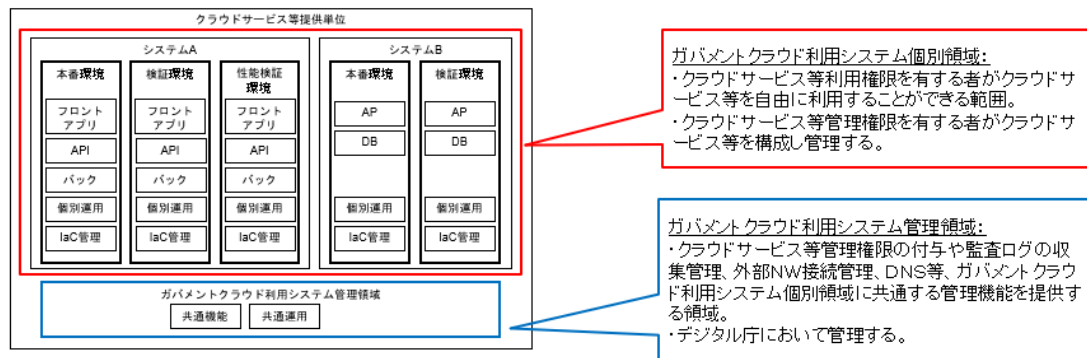
## 図6 クラウドサービス等のイメージ

---

<sup>20</sup> 整備・運用についてASP等に委託することも考えられる。

<sup>21</sup> 原則に対する例外として、ガバメントクラウド利用システム管理領域において行うクラウドサービス等管理権限の付与や監査ログの収集管理、外部NW接続管理、DNS等に関して、ガバメントクラウド利用システム個別領域にアクセスすることとなる。これらの行為により、デジタル庁は、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持するために必要なガバメントクラウド上の地方公共団体情報システムに関する情報について取得及び保管する。当該取得及び保管する情報は、システム管理に係る付随的なもの（格納されたデータそのものではなく、当該データに付帯する情報（サイズ、作成日等）が記載されたデータをいい、以下「メタデータ」という。）に限られ、地方公共団体情報システムのストレージ領域やデータベースに保管される業務データ等は一切含まないが、取得する情報は機密性を確保すべき情報として取り扱い、デジタル庁の責任において厳格に管理し、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持する目的以外に用いることはない。

<sup>22</sup> 具体的な責任範囲については、各CSPが責任共有モデル等としてCSPの責任範囲として公開する範囲となる。



② 電気通信回線の確保及び維持

ガバメントクラウドの利用に係る電気通信回線のうち、デジタル庁は、次の(A)及び(B)について確保、維持及び費用負担をする責任を負う。

(A) 地方公共団体が利用するガバメントクラウド上の複数のガバメントクラウド利用システム個別領域間

(B) ガバメントクラウド上のガバメントクラウド利用システム個別領域からデジタル庁が指定する接続地点までの間

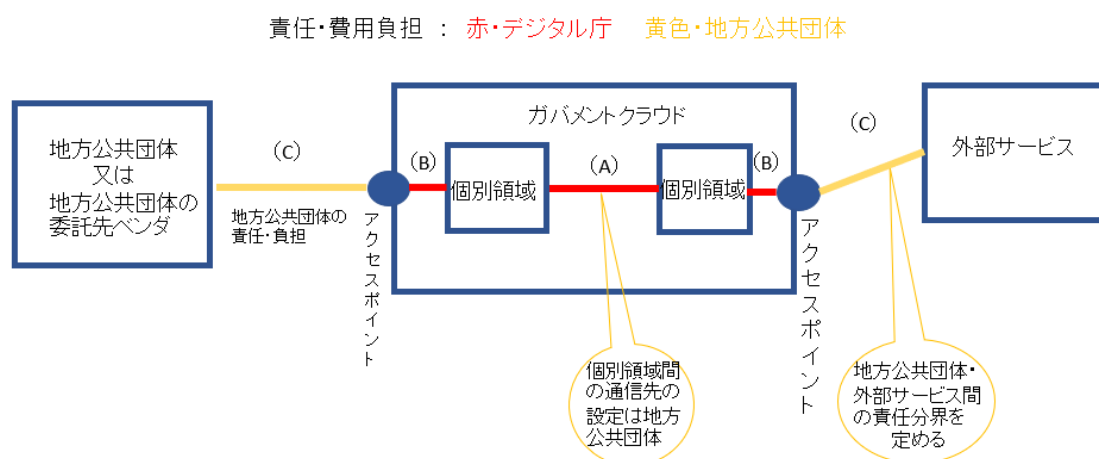
他方、地方公共団体は、(C) 地方公共団体又は地方公共団体が委託したASP<sup>23</sup>とデジタル

<sup>23</sup> 地方公共団体が委託先として標準準拠アプリケーション等の提供を行わない事業者を選択す

ル庁が指定する接続地点の間について確保、維持及び費用負担をする責任を負う<sup>24</sup>。

以上を図示すると次のとおりとなる。

図7 責任及び費用負担に関する当事者関係



### ③ 地方公共団体が格納したデータのバックアップを行う責任

地方公共団体は、ガバメントクラウドに自らのデータを格納する場合は、当該格納したデータについて管理責任を負うとともに、当該データのバックアップを行う責任を有する。なお、バックアップにガバメントクラウドの他リージョンを利用することができるが、オンプレミス等他の手法も可能である

### ④ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティについては、①に規定したシステム管理責任に対応する範囲内においてそれぞれの主体が適切に対策を行うことを基本とする。

このため、地方公共団体は、①に規定したシステム管理上の責任の範囲内で情報セキュリティ対策を行うが、これに関し、デジタル庁は、地方公共団体に対しクラウドサービス等提供単位を割り当てる際に、監査ログの収集に関するサービスの削除防止等、情報セキュリティ上最低限必要となる機能についてテンプレート（ベースラインテンプレート）を設定する。

る場合も含む。

<sup>24</sup> (C) については、複数の地方公共団体及び委託先 A S P が回線を使用する場合、デジタル庁が指定する接続地点からガバメントクラウド外の外部サービスまでの間の電気通信回線を地方公共団体が利用する場合などにおいては当事者間の定めた責任、費用負担によることが想定される。

また、参考情報として、地方公共団体がガバメントクラウド利用システム個別領域においてクラウドサービス等を管理する際にサンプルとなるテンプレート（サンプルテンプレート）も設定する。

地方公共団体は、これらの活用も含め、ガバメントクラウド利用システム個別領域において標準非機能要件等で求められる情報セキュリティ対策を自らの責任において行う。

表4 ベースラインテンプレート及びサンプルテンプレートの例

	テンプレート適用	適用タイミング	セキュリティ関連サービスの各種設定	各種リソースの構築・設定
ベースラインテンプレート	デジタル庁	クラウドサービス等提供単位の払出時	・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの設定	環境に対する初期設定
ベースラインテンプレート	ガバメントクラウド運用補助者 (初回適用後カスタマイズ可)	・クラウドサービス等管理権限の付与時 ・バージョンアップ時	・発見的統制に係るサービスの収集対象とすべき情報の設定 ・発見的統制に係るサービスによる不正検出時の通知先の設定	
サンプルテンプレート	ガバメントクラウド運用補助者 (カスタマイズして適用)	クラウドサービス等の構成時		・仮想ネットワーク構築 ・各種リソースの構築 (サンプル構成を活用) ・監視通知設定

## 5.2 S L A<sup>25</sup>

デジタル庁は、C S P が提供するクラウドサービス等における S L A に基づき、地方公共団体が利用するガバメントクラウドの各クラウドサービス等に関するサービスレベルを提示した上で、当該地方公共団体と、S L A に関することを含めた「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」を締結する。

ただし、デジタル庁が地方公共団体のクラウド利用料を負担する場合、当該 S L A においてデジタル庁が行う結果対応<sup>26</sup>には、主に運用上の対応（リソースの増強や代替手段の適用）や契約上の対応（中途契約解除条件の設定）が考えられるが、財務上の対応（金銭的な補償の設定）は含めないものとする（5.3 に規定する損害賠償責任が発生する場合を除く。）。S L A の不充足によりデジタル庁が C S P から利用料の減額等を受けた場合であっても、デジタル庁は地方公共団体に対し当該減額等に対応した金額を支払う義務を負わない<sup>27</sup>。

一方で、財務上の対応以外の対応（運用上の対応や契約上の対応等）については、デジタル庁と C S P との契約の範囲内で対応することとする。

また、A S P が地方公共団体に対して標準準拠アプリケーション等について S L A を設

<sup>25</sup> 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年〇月版)」 iii-149 参照

<sup>26</sup> 「SaaS 向け SLA ガイドライン」(平成20年1月 経済産業省) P.25 参照

<sup>27</sup> ガバメントクラウドの提供に当たり、デジタル庁が地方公共団体から利用料等の負担を求めない場合においては、ガバメントクラウドとしてクラウドサービス等をデジタル庁に提供する CSP に対して、デジタル庁が財務上の対応を含めて行使することでサービス向上の目的が達成されると考えられるからである。

定している場合については、A S P の責任範囲において、利用料の減額等 S L A に財務上の対応を設定することを妨げるものではない。この場合に、ガバメントクラウドの影響により、S L A の設定値を下回った場合には免責される旨の免責条項を A S P が規定することも想定される。

### 5.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任

#### ① C S P の帰責事由により地方公共団体に損害が発生した場合

例えば、C S P のガバメントクラウドのメンテナンスに不備が原因で地方公共団体が損害<sup>28</sup>を受けた場合等が考えられる。

このようにC S P に帰責性がある場合、

- ・地方公共団体はデジタル庁に対して損害賠償請求をし（図8・①）、
- ・デジタル庁は当該損害についてC S P に対して損害賠償請求を行い（図8・②）、
- ・デジタル庁はC S P から賠償金の弁済を受領できた金額（図8・③）から当該請求等に要した諸費用等を控除した金額を上限として、地方公共団体に対して損害賠償責任を負うこととする（図8・④）<sup>29</sup>。

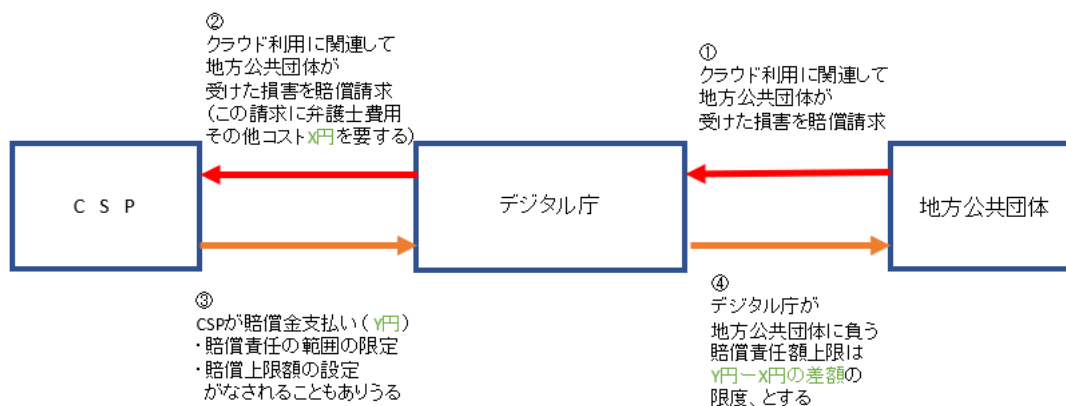
図8 損害賠償責任に関する当事者関係

---

<sup>28</sup> SLA が満たされないことに起因して発生する損害を含む。

<sup>29</sup> このような枠組みとすることには、下記の理由から合理性がある。

- (i) 地方公共団体と CSP の間に直接の契約関係がないため、地方公共団体は CSP の契約不履行責任を直接追及することができない。ただし、民事責任においては、契約上の債務者の故意又は過失と信義則上同視すべき第三者の故意又は過失があった場合、債務者に故意又は過失ありとする「履行補助者の故意・過失」の考え方があるところ、デジタル庁の裁量で起用した CSP に故意又は過失があった場合には、信義則上デジタル庁に故意又は過失ありとしてデジタル庁が地方公共団体に対して契約不履行の責任を負うとされることがありうる。
- (ii) CSP は民間向けクラウド利用契約において契約不履行の賠償責任の上限額を設定しており、デジタル庁との契約でも同様の設定することが想定される。したがって、地方公共団体が上記(i)のようにデジタル庁に請求できる契約不履行に基づく損害賠償請求額について、デジタル庁が CSP から受領できた賠償金額からデジタル庁の CSP に対する請求等に要した諸費用等を控除した金額を上限とすることにも合理性がある。



- ② CSPに帰責性がなく、デジタル庁に帰責性がある場合  
デジタル庁は、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。

## 5.4 個人情報等の取扱い

### ① 番号法上の整理

デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、地方公共団体の保有する個人情報に含まれる電子データを自ら取り扱わない旨を「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」において定めるとともに、5.1のとおり、デジタル庁は、ガバメントクラウド利用システム個別領域へのアクセスをすることができない。

その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しない<sup>30</sup>ため、地方公共団体は、ガバメントクラウド上の自ら管理するデータについて、自ら適切な安全確保措置を講ずる必要がある<sup>31</sup>。

### ② 安全確保措置の内容

デジタル庁は、地方公共団体における円滑かつ適切な安全確保措置の実施に資するよう、地方公共団体が実施することが望ましい安全確保措置の内容について明らかにした上で、上記5.1④に基づき、デジタル庁及びCSPが責任を負う情報セキュリティ対策の内容や地方公共団体が実施する特定個人情報保護評価の記載例等を地方公共団体に提供するとともに、アクセスログや認証に係る証明書に関する情報について地方公共団体が検証可能な形

<sup>30</sup> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q13-2参照

<sup>31</sup> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q13-3参照

で提供する。

また、地方公共団体は、自ら実施する安全確保措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることができる。デジタル庁は、当該求めの内容がC S Pの管理責任の範囲にある場合は、C S Pに追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

### ③ 個人情報以外の機密性情報

個人情報以外の機密性情報についても②に準じるものとする。

### ④ ガバメントクラウドに格納されるコンテンツに関する法令遵守責任

地方公共団体は、個人情報に限らず、ガバメントクラウドに格納されるコンテンツのデータについて、関連する法令に適合するものとする責任を負う。

## 6. ガバメントクラウド間接利用方式における責任分界

### 6.1 システム管理上の責任分界

#### ① クラウドサービス等の提供、保守及び運用

デジタル庁は、利用承認及び「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」に基づき、テンプレートが構築設定された状態で、クラウドサービス等提供単位を自らに割り当てた上で、当該クラウドサービス等提供単位に紐付いたクラウドサービス等の管理についてガバメントクラウド運用補助者に業務を委託し、クラウドサービス等管理権限を付与する。

ガバメントクラウド運用補助者は、デジタル庁に割り当てられたクラウドサービス等提供単位に紐付いたクラウドサービス等を利用して、アプリケーション事業者による標準準拠アプリケーション等の整備及び運用のためのクラウドサービス等を管理する。

アプリケーション事業者は、当該クラウドサービス等を利用して、標準準拠アプリケーション等の整備及び運用を行う。

ガバメントクラウド利用システム個別領域は、A S Pが利用承認及び「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」の範囲内で自由に利用するものであって、利用承認及び「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」に基づきクラウドサービス等管理権限がガバメントクラウド運用補助者に付与された後は、デジタル庁は原則<sup>32</sup>として当該権限に係るクラウドサービス

---

<sup>32</sup> 原則に対する例外として、ガバメントクラウド利用システム管理領域において行うクラウドサービス等管理権限の付与や監査ログの収集管理、外部 NW 接続管理、DNS 等に関して、ガバメントクラウド利用システム個別領域にアクセスすることとなる。これらの行為により、デジタル庁は、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持するために必要なガバメントクラウド上の地方公共団体情報システムに関する情報について取得及び保管す

等にアクセスしないこととし、以後の管理はガバメントクラウド運用補助者が引き継ぐ<sup>33</sup>。  
上記を踏まえ、次のとおりとする。

- (a) システム管理上は、ガバメントクラウド利用システム個別領域とガバメントクラウド利用システム個別領域以外の領域の境界を責任分界点とし、ガバメントクラウド運用補助者はガバメントクラウド利用システム個別領域において、デジタル庁はガバメントクラウド利用システム個別領域以外の領域において、必要なシステム管理を行うことを基本とする。
- (b) ガバメントクラウド利用システム個別領域内については、C S Pが管理するプラットフォームや物理的設備等はC S Pの責任範囲<sup>34</sup>となる。
- (c) デジタル庁は、自ら提供するガバメントクラウド内の電気通信回線（②参照）及びテンプレート（④参照）に関する責任を負うが、地方公共団体に対してガバメントクラウドに関するクラウドサービス等を提供するのはデジタル庁であるため、地方公共団体等との関係において、デジタル庁の責任範囲はテンプレート等及びC S Pの責任範囲をあわせたものとなる。
- (d) 地方公共団体が標準準拠アプリケーション等を利用するため、ガバメントクラウド運用補助者が管理するクラウドサービス等を利用してアプリケーション事業者が標準準拠アプリケーション等を整備する際、当該クラウドサービス等に係るシステム管理責任のうち当該標準準拠アプリケーション等に係るものは、ガバメントクラウド運用補助者からアプリケーション事業者又は地方公共団体に引き継がれる。
- (e) 引き継がれた責任について、アプリケーション事業者及び地方公共団体のシステム管理上の責任分界は、両者が締結するアプリケーション利用許諾契約での取り決めによって定めることとする。すなわち、標準準拠アプリケーション等に関するシステム管理責任は、両者の契約が地方公共団体の業務の委託に相当する場合は地方公共団体に存し、両者の契約がアプリケーション事業者による地方公共団体への外部サービス

---

る。当該取得及び保管する情報は、メタデータに限られ、地方公共団体情報システムのストレージ領域やデータベースに保管される業務データ等は一切含まないが、取得する情報は機密性を確保すべき情報として取り扱い、デジタル庁の責任において厳格に管理し、ガバメントクラウド全体の安定運用やセキュリティを維持する目的以外に用いることはない。

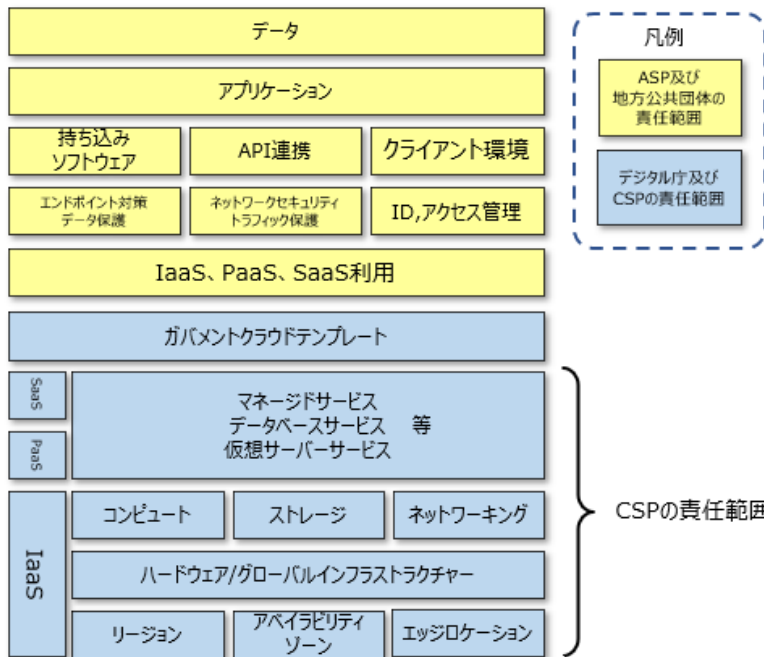
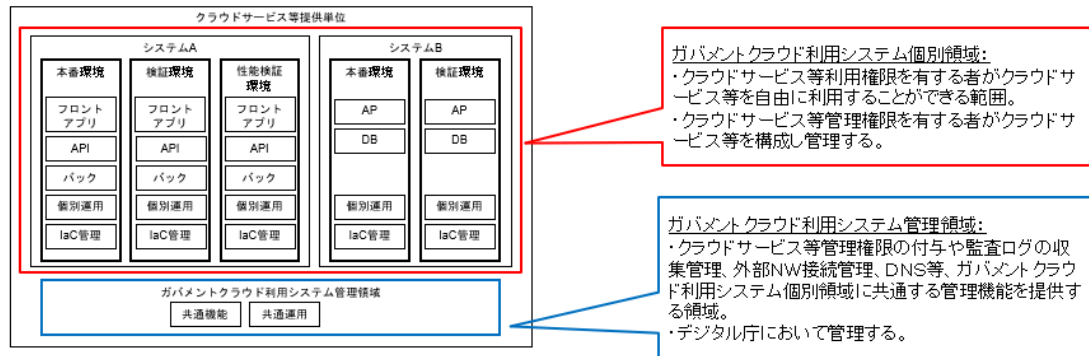
<sup>33</sup> ガバメントクラウド資源管理権限を付与した後、デジタル庁の有するガバメントクラウド資源管理権限に対し多要素認証（MFA）によるログイン制御を行い、当該MFAに係る暗号鍵を利用申請した地方公共団体（又は当該地方公共団体から委託を受けたASP等）に預託することにより、デジタル庁は当該地方公共団体の同意なく権限を行使出来なくする。また、以後のASP及び地方公共団体に対する管理責任はガバメントクラウド運用補助者が引き継ぐ。

<sup>34</sup> 具体的な責任範囲については、CSPが責任共有モデル等としてCSPの責任範囲として公開する範囲となる。



の提供に相当する場合はアプリケーション事業者に存する<sup>35</sup>。

図9 クラウドサービス等のイメージ



36

② 電気通信回線の確保及び維持

ガバメントクラウドの利用に係る電気通信回線のうち、デジタル庁は、次の(A)及び(B)に

<sup>35</sup> 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年〇月版）」 iii-139 参照

<sup>36</sup> 図においては、クラウド運用補助者とアプリケーション事業者を一体のものとした場合を例示している。

ついて確保、維持及び費用負担をする責任を負う。

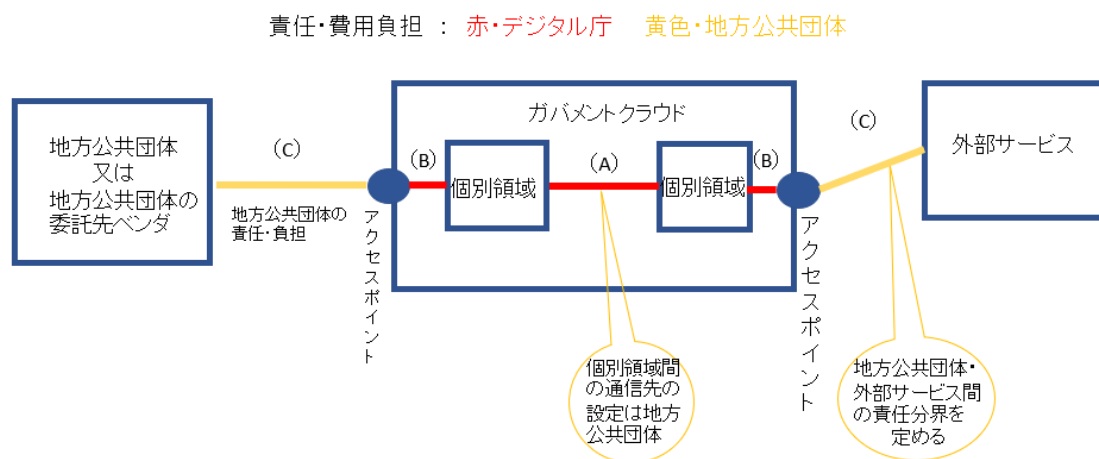
(A) 地方公共団体が利用するガバメントクラウド上の複数のガバメントクラウド利用システム個別領域間

(B) ガバメントクラウド上のガバメントクラウド利用システム個別領域からデジタル庁が指定する接続地点までの間

他方、地方公共団体は、(C) 地方公共団体又は地方公共団体が委託した A S P<sup>37</sup>とデジタル庁が指定する接続地点の間について確保、維持、費用負担をする責任を負う<sup>38</sup>。

以上を図示すると次のとおりとなる。

図 10 責任及び費用負担に関する当事者関係



### ③ 地方公共団体が格納したデータのバックアップを行う責任

地方公共団体は、自らがガバメントクラウドに格納したデータについて管理責任を負うとともに、当該データのバックアップを行う責任を有する。なお、地方公共団体のバックアップ先はオンプレミス、ガバメントクラウドの他リージョン等、手法は問わない。

<sup>37</sup> 地方公共団体が委託先として標準準拠アプリケーション等の提供を行わない事業者を選択する場合も含む。

<sup>38</sup> (C) については、複数の地方公共団体及び委託先 A S P が回線を使用する場合、デジタル庁が指定する接続地点からガバメントクラウド外の外部サービスまでの間の電気通信回線を地方公共団体が利用する場合などにおいては当事者間の定めた責任、費用負担によることが想定される。

#### ④ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティについては、①に規定したシステム管理責任に対応する範囲内においてそれぞれの主体が適切に対策を行うことを基本とする。

このため、A S P及び地方公共団体は、①に規定したシステム管理上の責任の範囲内で情報セキュリティ対策を行うが、これに関し、デジタル庁は、自らクラウドサービス等提供単位を割り当てる際に、監査ログの収集に関するサービスの削除防止等、情報セキュリティ上最低限必要となる機能についてテンプレート（ベースラインテンプレート）を設定する。

また、リファレンスとして、ガバメントクラウド運用補助者がガバメントクラウド利用システム個別領域においてクラウドサービス等を管理する際にサンプルとなるテンプレート（サンプルテンプレート）も設定する。

A S P及び地方公共団体は、これらの活用も含め、利用申請を行う際に、ガバメントクラウド利用システム個別領域においてガバメントクラウド運用補助者が行うべき標準非機能要件等で求められる情報セキュリティ対策を自らの責任において定める。ガバメントクラウド運用補助者は、当該利用申請に定められた対策を行う。

表4 ベースラインテンプレート及びサンプルテンプレートの例

	テンプレート適用	適用タイミング	セキュリティ関連サービスの各種設定	各種リソースの構築・設定
ベースラインテンプレート	デジタル庁	クラウドサービス等提供単位の払出時	・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの設定	環境に対する初期設定
ベースラインテンプレート	ガバメントクラウド運用補助者 (初回適用後カスタマイズ可)	・クラウドサービス等管理権限の付与時 ・バージョンアップ時	・発見的統制に係るサービスの収集対象とすべき情報の設定 ・発見的統制に係るサービスによる不正検出時の通知先の設定	
サンプルテンプレート	ガバメントクラウド運用補助者 (カスタマイズして適用)	クラウドサービス等の構成時		・仮想ネットワーク構築 ・各種リソースの構築 (サンプル構成を活用) ・監視通知設定

## 6.2 S L A<sup>39</sup>

デジタル庁は、C S Pが提供するクラウドサービス等におけるS L Aに基づき、A S Pが利用するガバメントクラウドの各クラウドサービス等に関するサービスレベルを提示した上で、当該A S Pの提供する標準準拠アプリケーション等を利用しようとする地方公共団体と、S L Aに関することを含めた「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」を締結する。

ただし、デジタル庁が地方公共団体のクラウド利用料を負担する間、当該S L Aにおいてデジタル庁が行う結果対応<sup>40</sup>には、主に運用上の対応（リソースの増強や代替手段の適用）

<sup>39</sup> 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年〇月版)」iii-149 参照

<sup>40</sup> 「SaaS 向け SLA ガイドライン」(平成20年1月 経済産業省) P.25 参照

や契約上の対応（中途契約解除条件の設定）が考えられるが、財務上の対応（金銭的な補償の設定）は含めないものとする（6.3に規定する損害賠償責任が発生する場合を除く。）。S L Aの不充足によりデジタル庁がC S Pから利用料の減額等を受けた場合であっても、デジタル庁はA S P及び地方公共団体に対し当該減額等に対応した金額を支払う義務を負わない<sup>41</sup>。

一方で、財務上の対応以外の対応（運用上の対応や契約上の対応等）については、デジタル庁とC S Pとの契約の範囲内で対応することとする。

また、A S Pが地方公共団体に対して標準準拠アプリケーション等についてS L Aを設定している場合については、A S Pの責任範囲において、利用料の減額等S L Aに財務上の対応を設定することを妨げるものではない。この場合に、ガバメントクラウドの影響により、S L Aの設定値を下回った場合には免責される旨の免責条項をA S Pが規定することも想定される。

### 6.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任

#### ① C S Pの帰責事由により地方公共団体に損害が発生した場合

例えば、C S Pのガバメントクラウドのメンテナンスに不備が原因で地方公共団体が損害<sup>42</sup>を受けた場合等が考えられる。

このようにC S Pに帰責性がある場合、

- ・ 地方公共団体はデジタル庁に対して損害賠償請求をし（図 11・①）、
- ・ デジタル庁は当該損害についてC S Pに対して損害賠償請求を行い（図 11・②）、
- ・ デジタル庁はC S Pから賠償金の弁済を受領できた金額（図 11・③）から当該請求等に要した諸費用等を控除した金額を上限として、地方公共団体に対して損害賠償責任を負うこととする（図 11・④）<sup>43</sup>。

---

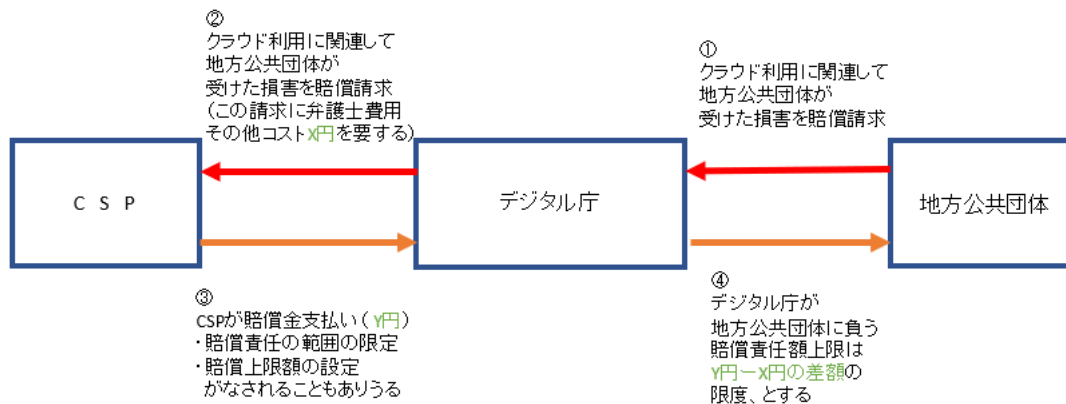
<sup>41</sup> ガバメントクラウドの提供に当たり、当面、デジタル庁はASP及び地方公共団体から利用料等の負担を求めておらず、ガバメントクラウドとしてクラウドサービス等をデジタル庁に提供するCSPに対してデジタル庁が財務上のペナルティを含めて行使することでサービス向上の目的が達成されると考えられるからである。

<sup>42</sup> SLAが満たされないことに起因して発生する損害を含む。

<sup>43</sup> このような枠組みを採用することには、下記の理由から合理性がある。

(i) 地方公共団体とCSPの間に直接の契約関係がないため、地方公共団体はCSPの契約不履行責任を直接追及することができない。ただし、民事責任においては、契約上の債務者の故意又は過失と信義則上同視すべき第三者の故意又は過失があった場合、債務者に故意又は過失ありとする「履行補助者の故意・過失」の考え方があるところ、デジタル庁の裁量で起用したCSPに故意又は過失があった場合には、信義則上デジタル庁に故意又は過失ありとしてデジタル庁が地方公共団体に対して契約不履行の責任を負うとされることがありうる。

図 11 損害賠償責任に関する当事者関係



- ② CSPに帰責性がなく、デジタル庁に帰責性がある場合  
デジタル庁は、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。

## 6.4 個人情報等の取扱い

### ① 番号法上の整理

デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、地方公共団体の保有する個人情報が含まれる電子データを自ら取り扱わない旨を「ガバメントクラウド提供契約（仮称）」において定めるとともに、6.1のとおり、デジタル庁は、ガバメントクラウド利用システム個別領域へのアクセスをすることができない。

その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは番号法に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しない<sup>44</sup>ため、地方公共団体は、ガバメントクラウド上の自ら管理するデータについて、自ら適切な安全確保措置を講ずる必要がある<sup>45</sup>。

### ② 安全確保措置の内容

(ii) CSPは民間向けクラウド利用契約において契約不履行の賠償責任の上限額を設定しており、デジタル庁との契約でも同様の設定することが想定される。したがって、地方公共団体が上記(i)のようにデジタル庁に請求できる契約不履行に基づく損害賠償請求額について、デジタル庁がCSPから受領できた賠償金額からデジタル庁のCSPに対する請求等に要した諸費用等を控除した金額を上限とすることにも合理性がある。

<sup>44</sup> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q13-2参照

<sup>45</sup> 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A Q13-3参照

デジタル庁は、地方公共団体における円滑かつ適切な安全確保措置の実施に資するよう、地方公共団体が実施することが望ましい安全確保措置の内容について明らかにした上で、上記 6.1④に基づき、デジタル庁及びC S Pが責任を負う情報セキュリティ対策の内容や地方公共団体が実施する特定個人情報保護評価の記載例等を地方公共団体に提供するとともに、アクセスログや認証に係る証明書に関する情報について地方公共団体が検証可能な形で提供する。

また、地方公共団体は、自ら実施する安全確保措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることができる。デジタル庁は、当該求めの内容がC S Pの管理責任の範囲にある場合は、C S Pに追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

### ③ 個人情報以外の秘密情報

個人情報以外の秘密情報についても②に準じるものとする。

### ④ ガバメントクラウドに格納されるコンテンツに関する法令遵守責任

地方公共団体は、個人情報に限らず、地方公共団体の責任範囲とされる領域に格納されるコンテンツのデータについて、関連する法令に適合するものとする責任を負う。